平成２１年（フ）第１３８５０号
山梨県甲斐市中下条891―１
債務者　大島はつ子
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８８２号
神奈川県川崎市宮前区南平台５―６―205
債務者　高橋　真司
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９１９号
東京都大田区東六郷３丁目16―２―311
債務者　石橋多香子
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９２０号
千葉県千葉市美浜区真砂３丁目13―３―504
債務者　宮腰　貴子
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９２１号
東京都品川区荏原３丁目５―24
債務者　菊地　伸一
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９２２号
東京都品川区荏原３丁目５―24
債務者　菊地　悦子
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９３３号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地４―18―204
債務者　笠間　英男
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９３６号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台３―１―407
債務者　横溝　義幸
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９３８号
東京都葛飾区水元１丁目５―２
債務者　青柳　達則
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９３９号
東京都墨田区立花１丁目12―10
債務者　渡邊　常次
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９４０号
東京都葛飾区細田３丁目35―22
債務者　互井　洋仁
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９５８号
神奈川県横浜市瀬谷区相沢１丁目23―４　くりの木はうす伍番館101
債務者　吉澤　雄一
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９７０号
東京都多摩市中沢２丁目24―10　アステールⅡ２Ｇ
債務者　小田　尚伸
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９７８号
東京都江戸川区西篠崎１丁目６―５―101―３―Ａ
債務者　宮城　達也
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３９７９号
東京都江戸川区西篠崎１丁目６―５―101―３―Ａ
債務者　宮城　利恵
１　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部